

一九九二年(ワ)第二〇七五号・一九九三年(ワ)第二二二五号公式陳謝等請求事件

原告ら第一準備書面

原告 告 朴 ■ 一ほか七六名
被告 告 国

右原告ら訴訟代理人弁護士 小 野 誠 之

同 堀 和 幸

同 山 本 晴 太

同

松本康之

同

金京富

同

池上哲朗

同

武田信裕

同

復代理人弁護士
中田政義

一九九四年七月二一日

京都地方裁判所第一民事部御中

浮島丸の目的地について

一 被告は第五準備書面において、「日本の全船舶は同日（一九四五年八月二十四日）以降連合軍から航行を禁止され、航行中の船舶は最寄りの港に入泊すべき旨指令されたが、浮島丸は、これに基づく指令により舞鶴湾に入港したものである。」とし、浮島丸はたまたま舞鶴湾の近辺で右指令に接したため舞鶴湾に入港したが、当初の航海の目的地は朝鮮半島であった」との趣旨の主張をしている。しかし、実際には次に述べるように浮島丸の目的地は出航当初より舞鶴であった可能性が強い。

二 マニラ滞在中の連合国軍最高司令官マッカーサーは一九四五年八月一五日の日本のポツダム宣言受諾を受け、日本政府のマニラ派遣代表団に対し同年八月二〇日に「連合国最高司令官要求条項」を手渡した。この要求条項第三号に、同年八月二四日一八時以降、日本領海内にある艦船の移動を禁止する旨、左記のとおり条項が含まれていた（注1）。

「一、日本帝国政府及大本営ハ千九百四十五年八月二十四日一八〇〇時ヲ期シ左ノ要求

事項ヲ実施スベシ

(イ) 略

(ロ) 日本国ニ属シ又ハ日本国ノ支配下ニアル一切ノ種類ノ陸海軍及民間ノ艦船ニシテ日本国領海内ニ在ルモノハ聯合國最高司令官ノ追ッテ命令スル迄之ヲ毀損スルコトナク保存スベク又現ニ進行中ノ航海以外ニ一切移動セザルモノトス(後略)

三 右の要求条項の実施のため、同年八月二一日海軍軍令部は軍令部総長豊田副武の名による「奉勅命令」である「大海令五二号」を、連合艦隊、横須賀鎮守府、第三航空艦隊、第五航空艦隊、第一〇航空艦隊、佐世保鎮守府の各司令長官宛に発した(注2)。右の「大海令五二号」には次の条項がある。

「六 八月二十四日一八〇〇以後特ニ定ムルモノノ外航行中以外ノ艦船ノ航行ヲ禁止ス」

四 また、翌二二日には海軍軍令部総長豊田副武から宇垣大湊警備府司令長官を含む一五司令長官に宛てた「大海指第五三三号」が発せられ、同命令は「機密第二二一三四九番

電」という作戰緊急電報によって各司令長官に伝えられた。右の「大海指」には左記の条項が含まれている（注3）。

「八月二十四日一八〇〇以降現ニ航行中ノモノノ外艦船ノ航行ヲ禁止ス但シ東京湾内ニ於イテ横須賀軍港ノ兵力移動用艦船船舶ノ航行ハ差支ナキモノトス」

五 資料によれば、八月二十四日一八時以降の航海禁止命令は海軍運輸本部長からの左の二通の電報によって浮島丸にも直接伝えられている（注4）。

1 「機密二二一六〇五番電」（八月二十二日一九時二〇分発電至急電報）

「八月二十四日一八〇〇以後左ノ通処置スベシ

一、現ニ航行中ノモノノ外船舶ノ航行禁止

二、（略）」

2 「機密二二一九三五番電」

「八月廿四日一八〇〇以降一〇〇総屯以上ノ船舶ハ航行ヲ禁止セラル。同時刻迄ニ目的港ニ到着スル如ク努力セヨ。到達見込ミ無キモノハ右日時迄ニ最寄ノ軍港又

ハ港湾ニ入港セヨ。」

六 浮島丸の出航時刻は八月二二日午後一〇時頃と推定されるが（注5）、右の各命令の伝達時刻と出航時刻との関係は次の通りである。

1 「大海令五二号」については大湊警備府に伝えられた日時を知る手掛かりは今のところない。

2 「大海指第五三三号」に記されている「機密二二一三四九番電」とは八月二二日一三時四九分に通信隊が発信を引き受けたことを示すと思われるが、最も優先順位の高い「作戦緊急電」で送られているので、浮島丸の出航時刻までには充分大湊警備府に伝えられていると推定できる。

3 「機密二二一六〇五番電」は八月二二日一六時五分に通信隊が発信を引き受けたものと思われるが、「発電月日八月廿二日一九二〇」の記載があるので八月二二日一時二〇分に発信されたと見られ、この電報が平文電報で解読の時間を必要としないことから、出航時刻前に浮島丸に伝わっていたことが十分に推測できる。

4 「機密二二一九三五番電」は、右の記載時刻が通信隊の引受時刻であると思われるので、打電時刻が浮島丸の出航時刻の前であったか後であったかを見定めることは難しい。しかし「至急電」より優先順位の高い「緊急電」であったことから、遅くとも浮島丸の出航直後には浮島丸に伝えられたとみて差し支えない。

七 以上の資料が物語る状況からみて、浮島丸出航時には大湊警備府も浮島丸も二四日一八時以降の航行禁止命令を知っていたはずであり、遅くとも出航直後には浮島丸は二四日午後六時まで、すなわち出航後四四時間以内はどこかの軍港または港湾に入港しなければならぬことを了解していたはずである。浮島丸はこのような前提のもとに航海に乗り出したことになる。

ところで、海軍艦船の通常航海速度（原速）は一ノット、大湊と釜山は直線距離で七二四マイルだから、釜山に行くには直線航路をとったとしても通常は約六〇時間近くを要することになり、右の制限時間内には釜山に到達することが出来ない。仮に一六ノットの高速で航海したとしても釜山までは直線航路で四五時間かかることになる。した

がって、航海禁止命令を了知していた浮島丸としては、もし目的地が釜山であれば日本海を横断する最短行路を選び、通常とは異なる高速で進行しなければならなかったはずである。しかし現実には浮島丸は日本海沿岸を南下した。しかも釜山より近い舞鶴に約四四時間後に到達したところをみると、比較的緩やかな速度で航行している。この進路、この速度では四四時間以内に釜山に到達することは到底不可能であり、浮島丸が目的地を釜山として航海に出たと考えることは困難である。一方、舞鶴は大湊から一二ノットで約三二時間で到達できる距離にあり、日本海側の軍港は舞鶴の外に無かったから、浮島丸の目的地は当初から舞鶴であったと認定するのが自然である。

八 「浮島丸釜山港に向かわず」に引用されている浮島丸の元乗組員らの次の証言は、右の客観的状況と極めて合致している。

1 大本与市元上等兵曹長 「何やかやと出航を延期して二二日の夜に大湊を出航した時、予定どおりの速度で航海すれば二四日の航行禁止措置が出る時には舞鶴沖になると私は計算していたし、舞鶴に行くということは承知していました。」（注6）

2 野沢忠雄元少佐（機関長）「出航命令が出て、いよいよ出港だということになった時、たしか士官室で艦長、航海長、私ら古参の士官二、三名、それから下士官の代表格数人が協議し、出港はするが朝鮮には行かない、どこかの日本の港に入港することを申し合わせたんですよ。」（注7）

3 齊藤恒次元上等兵曹（操舵長）「二四日以降、大型艦艇の航行が禁止されていることは、浮島丸が大湊を出航する以前に我々古参の下士官は知っていました。……艦内の実務を実際に行うのは全部、下士官ですから、二四日六時以降航行禁止の通告は、艦橋にいる者は全員知っていたのではないですか。……私たちは、初めから釜山に行くつもりなかなかったのですよ。……大湊を出る時からほぼ舞鶴に入港する予定でした。それは艦橋にいた者は承知していたと思います。」（注8）

九 ところで、一般には一九四五年八月一五日のポツダム宣言受諾をもって戦争が終了したと考えられているが、ソ連との関係で見ると、左記の事実にみられるように八月一五日以後も戦争は事実上継続していた。そして、その戦場は大湊警備府の管内であ

った。

1 一九四五年八月九日、ソ連軍は国境を越えて南樺太に進攻した。南樺太は大湊警備府第一二航空艦隊の管内である。

2 同一七日、南樺太の上敷香において一〇数名の朝鮮人が憲兵隊に虐殺された。ポツダム宣言受諾直後の南樺太各地において類似の事件が発生した。

3 同一八日、北千島北端占守島にソ連軍が上陸し、在島陸海軍部隊は交戦状態に入った。

4 同二二日、北海道沖で運輸省の小笠原丸、東亜海運の泰東丸、大湊警備府の特設砲艦第二新興丸が避難民をのせたままソ連艦隊潜水艦の雷撃を受けた。

一〇 以上のように、浮島丸の出航当時大湊警備府はソ連と交戦状態にあり、北からのソ連軍の侵攻が切迫し、朝鮮人がそれに呼応するのではないかとの危惧に怯えていたと思われる。被告が言うように浮島丸は「連合軍の進駐を恐れた朝鮮人が故郷へ帰りたいたと訴えたことに応え」て、釜山に向けて出航したのではなく、ソ連軍の進攻に呼応した朝

鮮人の暴動を恐れ、ともかく「戦場」から離れた南の方に「厄介払い」しようとして、舞鶴に向けて出航したものと推定する十分な理由があったのである。

一 一 なお、右の「五」に記した二通の電報は、今回青森市の一市民である中村和彦氏の調査によって初めて存在が明らかにされたものである。被告国は誠意をもって真相の究明にあたり、今後浮島丸事件の真相を説明する最大限の努力を行うべきである。

以
上

(注 1) 金賛汀著「浮島丸釜山港へ向かわず」(以下「金前掲書」という)一四八頁

(注 2) 金前掲書一五〇頁 原本は財団法人海軍文庫蔵

(注 3) 「親展電報綴」防衛研究所蔵

(注 4) 「発信電報綴 海軍運輸本部」防衛研究所蔵

(注 5) 大湊海軍施設部長「死亡認定書」(「浮島丸死没者名簿」所収)

(注 6) 金前掲書一七九頁

(注7) 同

一六四頁

(注8) 同

一五三頁、一六四頁、一六五頁